

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正概要

1. 経過

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下、「成分規格等省令」という。）により、規格基準が定められている。
- (2) 成分規格等省令の策定から30年以上が経ち、現在ほとんど用いられていない試験法が規定されているなど、現在の科学水準に整合していない内容がある。
- (3) このため、農業資材審議会飼料分科会において、食品添加物公定書、日本薬局方等を参考にして、現在の科学水準に合った内容となるよう成分規格等省令の改正について審議・答申を行った（平成22年12月20日答申）。答申後、パブリックコメントを実施した（平成23年2月4日～3月5日）。
- (4) 食品安全委員会からは、飼料添加物の賦形物質等のうちリグノスルホン酸ナトリウム及びリグノスルホン酸カルシウムに係る改正以外の改正内容については、食品健康影響評価を行うことが必要でないときに該当する旨の回答を得た（平成24年4月5日）。また、リグノスルホン酸ナトリウム及びリグノスルホン酸カルシウムについては、賦形物質として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるとの評価結果を得た（平成24年4月12日）。

2. 改正内容

- (1) 試験法の改正
現在一般的に用いられている試験法を追加（鉛、ヒ素試験法等）
- (2) 国際・国内規格に準拠
 - ・一般的な計量の単位に統一（SI、IUPAC、JIS等を参考）
 - ・分子量の算出に最新の国際原子量表（2007年）を使用
- (3) 表現の統一と明確化
 - ・「正確に」等の曖昧な表現を具体的な数量として明確化する等
- (4) 賦形物質等の整理
飼料添加物毎に規定されている賦形物質等を整理してリスト化
※賦形物質等とは、増量、希釈を目的として、飼料添加物の製造用原体に混合して用いられるもの。

3. 今後の予定

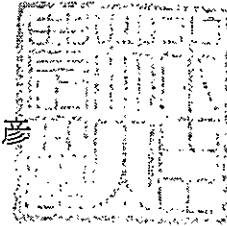
厚生労働大臣への意見聴取が済み次第、施行予定。

24消安第709号

平成24年5月28日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



飼料添加物の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第59条第1項の規定に基づき、下記について、公衆衛生の見地から貴職の意見を求めます。

なお、本件については、平成24年4月3日付け23消安第6619号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長宛て、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当し、同法第24条第1項ただし書に基づき、食品安全委員会に意見を聴かないこととしてよいかを照会し、平成24年4月5日付け府食第34-1号にて、同法第11条第1項第1号に該当すると認められています。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2について、以下の改正を行う場合

1. 現在一般に用いられている試験法への変更
2. 国際・国内規格に準拠した濃度表記等への変更
3. 表現の統一及び明確化

飼料添加物の成分規格等省令の改正内容

改正項目	改正方針
2(1)現在一般的に用いられている試験法への変更	
鉛試験法(原子吸光光度法)の追加 (別表2の6)	鉛の分析法として現在一般的に用いられている原子吸光光度法を新たに追加する。
ヒ素試験法(ジエチルジチオカルバミン酸銀法)の追加 (別表2の6)	ヒ素の分析法として現在一般的に用いられているジエチルジチオカルバミン酸銀法を新たに追加する。
「液体クロマトグラフ法」及び「ガスクロマトグラフ法」のピーク面積法から「重量法」及び「プランメータ法」を削除 (別表2の6)	飼料添加物一般の試験法に規定されている「液体クロマトグラフ法」及び「ガスクロマトグラフ法」のピーク面積法から「重量法」及び「プランメータ法」を削除する。
生菌剤試験法の変更 (別表2の6)	飼料添加物一般の試験法に規定されている生菌剤試験法のうち、乳酸生成能力試験法及び酪酸生成能力試験法において、ガスクロマトグラフ法を削除し、液体クロマトグラフ法を規定する。
ナトリウム塩の定性試験の方法の変更 (別表2の6)	ナトリウム塩の定性試験のうち、酢酸ウラニルを使用する方法を削除する。
キシロース等の比旋光度の測定条件の変更 (別表2の7)	比旋光度の測定条件のうち、層長を200 mmから100 mmに変更する。
飼料添加物の適否の判断基準の変更 (別表2の1～5)	飼料添加物の適否の判断基準のうち、「におい」及び「味」については、日本薬局方においても「におい」及び「味」により特徴的な情報が得られる場合(生薬等)以外については適否の判断の基準としないとされており、かつ、飼料添加物の適否は、別に規定する確認試験により十分な判断が可能であることから、参考事項とする。 各飼料添加物の項においては、物理的・化学的性質の情報として引き続き明記する。

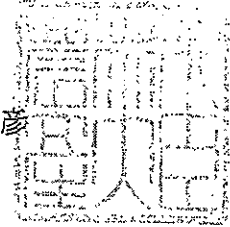
改正項目	改正方針
2(2) 国際・国内規格に準拠した濃度表記等への変更	
濃度の表記の変更	質量百万分率又は質量対体積百万分率を明確に表すため、「ppm」を「μg/g」または「μg/mL」に変更する。
最新の国際原子量表に基づく分子量等の再計算	2007年の国際原子量表に基づき分子量等を再計算し、各飼料添加物の項における規定を改正する。
計量の単位の変更	計量の単位を変更する。 【改正例】 「°」→「℃」(セルシウス度)に変更。
2(3) 表現の統一及び明確化	
質量を「正確に量る」の定義	具体的に、各試験に必要な桁まで質量を明記する。 【改正例】 (改正前)5.0 gを正確に量り… ↓ (改正後)5.0 g(4.95～5.04g)を量り…
質量を「精密に量る」の定義	分析法の精度からみて必要な桁数を明記する。 【改正例】 (改正前)本品約1 gを精密に量り… ↓ (改正後)本品約1 gを0.01gの桁まで量り、その数値を記録し…
「直ちに」の定義	「直ちに」という定義は一般通則に設けず、具体的な表現に改める。 【改正例】 (改正前)試液2滴を加え、直ちに〇〇で滴定し… ↓ (改正後)試液2滴を加え、30秒以内に〇〇で滴定し…

改正項目	改正方針
容量を量る際に用いる器具の規定の追加	①容量を「正確に量る」 【改正例】 (改正前) A液10 mLを正確に量り… ↓ (改正後) A液10mLを全量ピペットを用いて量り… ②「正確に100 mLとする」 【改正例】 (改正前) ろ液に水を加えて正確に100 mLとし… ↓ (改正後) ろ液を100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100 mLとし…
有効期間の表示義務の明確化 (別表2の5)	有効期間の表示義務が生じる範囲を明確にする。 (改正前) 製造(輸入)年月日及び有効期間 ↓ (改正後) 製造(輸入)年月日及び有効期間(ただし、有効期間の表示にあっては、各条において定められているものに限る)
原子吸光光度法の「フレイムレス方式」の内容の明確化 (別表2の6)	飼料添加物一般の試験法に規定されている原子吸光光度法の「フレイムレス方式」については電気加熱方式と冷蒸気方式の2種類の方式があるため、「フレイムレス方式」の項において、電気加熱方式か冷蒸気方式か分かるように記載する。
電位差法による滴定の表現の統一	電位差滴定法の表現を統一する。 (改正前) ①電位差滴定法を用いて…滴定する。 ②…で電位差滴定する。 ③…で滴定する(電位差法)。 ④…で適定する。終点の確認には電位差計を用いる。 ↓ (改正後) …で滴定する(電位差滴定法)

24消安第708号
平成24年5月28日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



飼料添加物の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第59条第1項の規定に基づき、下記について、公衆衛生の見地から貴職の意見を求めます。

なお、本件については、平成24年4月3日付け23消安第6620号にて、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について食品安全委員会の意見を求めたところ、

- 1 リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム以外の賦形物質等に係るものについては、平成24年4月5日付け府食第342号にて、同法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。
- 2 リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムについては、平成24年4月12日付け府食第364号にて、飼料添加物の賦形物質として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

との結果が、それぞれ通知されています。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2について、以下の改正を行う場合

「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を、「3 飼料添加物の一般の製造の方法の基準」に規定すること。

成分規格等省令における賦形物質の規定について

1. 現行の規定

各飼料添加物の製造に用いることができる賦形物質及び希釈物質（以下「賦形物質等」という。）は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）別表第2の8の各飼料添加物の成分規格においてそれぞれ定められている。

2. 規定改正の主旨

省令別表第2の8の各飼料添加物の成分規格において定められている賦形物質等を別表第2の3の飼料添加物一般の製造の方法の基準にリスト化して規定し、液状の飼料添加物を除く飼料添加物一般に使用できることとする。リスト化にあたっての整理方法は以下のとおり。

(1) 同一物質が異なる名称で規定されているものについて名称を統一

例：とうもろこし穂軸粉末、コーンコブミール→コーンコブミール

(2) 同類の賦形物質等が複数規定されているものについて、より広義の名称に統一

例：デンプン、トウモロコシデンプン、コムギデンプン→デンプン

(3) 同類の賦形物質等が「〇〇等」として規定されているものについて具体的な名称により規定

例：乳糖等→乳糖、麦芽糖、白糖、ブドウ糖

液状の飼料添加物については、賦形物質等の組み合わせによっては製剤としての安定性などその成分規格を担保できないおそれがあることから、ただし書きにより、これまでどおり各条に規定されている賦形物質等のみ使用することができることとする。

3. 改正省令に規定する内容

飼料添加物一般の基準

飼料添加物一般の製造の方法の基準（別表第2の3）

(5)

エ 賦形物質及び希釈物質（以下「賦形物質等」という）は、次に掲げる物を用い、その他の飼料添加物の製造に用いる物は、各条に規定されているものであること。ただし、液状の飼料添加物は、各条に規定されているもの以外は使用してはならない。

アラビアゴム、アルブミン、エチルセルロース、カオリン、カゼイン、活性グルテン、カラゲナン、カラメル、カルナウバろう、含水二酸化ケイ素、含水無晶形酸化ケイ素、肝臓粉末、寒天、キサンタンガム、キトサン、きな粉、グァーガム、グリセリン、グルコマンナン、グルテン、グルテンミール、ケイ酸、ケイ酸カルシウム、ケイ酸マグネシウム、軽質無水ケイ酸、軽質流動パラフィン、ケイソウ土、硬化油、高級飽和脂肪酸、小麦粉、小麦ミドリング、米ぬか、米ぬか油かす、コーングリッツ、

コーングルテンフィード、コーンコブミール、シイタケホダ木粉末、ジステラースグレイン、ジステラースグレインソリュブル、脂肪酸、脂肪酸カルシウム、食塩、植物性油脂、ステアリン酸カルシウム、ゼオライト、ゼラチン、セルロース、ソイビーンミルラン、ソルビトール、脱脂魚粉、脱脂粉乳、炭酸カルシウム、大豆油かす、大豆皮、大豆粉、タマリンド種子多糖類、タルク、炭酸ナトリウム、デキストラン、デキストリン、天然ケイ酸アルミニウム、デンプン、 α -デンプン、動物性油脂、トウモロコシ粉、トラカントガム、トルラ酵母、乳糖、濃縮大豆たん白、麦芽糖、白糖、バームキュライト、パン酵母、ビール酵母、ファーセララン、ふすま、ブドウ糖、プルラン、ペクチン、変性食用デンプン、ベントナイト、ポテトパルプ、ホワイトフィッシュミール、D-マンニトール、無水ケイ酸、無水ケイ酸塩類、もみがら、もみがら粉末、リグノスルホン酸カルシウム、リグノスルホン酸ナトリウム、流動パラフィン、リン酸一水素カルシウム、リン酸三カルシウム、リン酸二水素カルシウム、レシチン、ローカストビーンガム